二　組合等登記令の一部改正関係（第二条関係）
　組合等が行う吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合の登記の嘱託について定めるものとした。
三　施行期日
　この政令は、令和三年四月一日から施行するものとした。ただし、一の3中森林組合法施行令第九条の改正規定は、公布の日から施行するものとした。

◇トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七九号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　トリス（クロロプロピル）ホスフェートを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）

2　この政令は、令和二年九月一七日から施行することとした。

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八〇号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている品目（麦芽）について、令和二年度下期における数量を二四万四、〇〇〇トンと定めることとした。（別表関係）

2　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八一号）（環境省）

1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ハヤトゲフシアリ等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ソレノプスィス・ゲミナタ種群、ソレノプスィス・サエヴィスィマ種群、ソレノプスィス・トゥリデンス種群及びソレノプスィス・ヴィルレンス種群に属する種とこれらの種群に属する他の種の交雑により生じた生物を追加することとした。（別表第二関係）

3　法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物の器官として、エフクレタヌキモの茎等を追加することとした。（別表第三関係）

4　この政令は、令和二年一一月二日から施行することとした。

政　令

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十六号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日は、令和二年十月一日とする。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十七号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令

内閣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第四条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（次号及び第三号において「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が百メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号及び第三号において同じ。）が存すること。

二　貯水する容量が千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が五百メートル未満の区域に住宅等が存すること。

三　貯水する容量が五千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。

四　前三号に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

附　則

この政令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三